

# インフルエンザ予防接種に関する説明書

## 1. 予防接種の有効性

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が持続する期間は約5か月間とされています。より効果的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが適当です。

## 2. 副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが通常2～3日で治ります。また、僅かながら熱が出たり、寒気、頭痛などがみられることもあります。接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。重大な副反応が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

## 3. 接種対象者・意思の確認など

法律上の対象者は、満65歳以上及び60歳～64歳で心臓や腎臓、呼吸器等に身体障害者1級程度の重い病気のある方です。しかしこの予防接種を受ける義務はなく、ご本人が接種を希望する場合のみ予防接種を行います。そのため、接種を受けるご本人が責任をもって問診票に記入・署名してください。病気などの理由でそれが困難な場合は、家族やかかりつけ医が慎重にご本人の意思を確認し、決定する必要があります。

## 4. 予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱のある人（一般的に体温37.5度以上の場合）
- ②重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対してアレルギーがあるとされたことがある人

## 5. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後約30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ②インフルエンザワクチンの副反応の多くは接種後24時間以内に現れますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種当日は普段通りの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

## 6. 予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障がいが残ったなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、健康福祉課へご相談ください。